

2024.5

vol.162

みなさんで
回覧(掲示)
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

特定保健指導のご案内

健康の維持には、健診を受けた後の行動こそが大切です。



健診受診

生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導を利用して、
生活習慣の改善に取り組んでください。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診!

治療が必要と判定された場合は、
早期に医療機関を受診してください。

「特定保健指導」とは

健康づくりの専門家である保健師・管理栄養士が事業所様に伺い、対象者に寄り添った生活習慣病予防のための健康サポートを行います。

該当された方がいる事業所様へ、特定保健指導のご案内をお送りいたします。

事業主・ご担当者の皆様へのお願い

特定保健指導の実施にあたっては、多忙な業務時間を使わせていただくこととなりますが、該当された方が生活習慣を改善しないまま放置していると、命に関わる重大な病気になる恐れもあります。

従業員の皆様の健康と、事業所様の将来を守るため、対象の方へ特定保健指導のご案内を確実にお渡しいただき、積極的に特定保健指導を受けていただくよう、お声がけをお願いします。



特定保健指導を受けていただくまでの流れ

1

案内が届いたら、対象の方に渡し、特定保健指導を受けるよう勧める



2

対象の方と面談日を決めて、協会けんぽへ連絡する

3

面談日に、事業所で対象の方が特定保健指導を受ける

ZOOMを使用した遠隔面談も実施しています

※健診から保健指導までをトータルで実施している健診機関もございます。健診機関より特定保健指導のご案内が届きましたら、積極的にご利用ください。

令和6年能登半島地震により被災された皆様へ

医療機関窓口での医療費の一部負担金等の支払免除につきましては、令和6年4月30日診療分までのご案内しておりましたが、令和6年9月30日診療分まで延長となりました。詳しくは、全国健康保険協会のホームページをご確認ください。



2024年12月2日に
保険証は廃止されます

今から使おう!マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診することができます。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されませんので、協会けんぽの加入者の皆さまにおかれましても、今のうちより医療機関を受診する際に、マイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから

オンライン申請

2



証明写真機から

3



郵送

受け取り

- 1 ハガキが届く
- 2 受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みめます



スマホから

- 下記3つを準備 [マイナポータル](#)
- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する

STEP3 マイナンバーカードを読み取る。

マイナポータル



iPhone

Android



セブン銀行ATMで

- 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカード
での手続き



健康保険証
利用の申込み



- マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。対応している医療機関・薬局のリストは厚生労働省のホームページから確認いただけます。



←厚生労働省
ホームページから
確認
こちら

発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間は従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等につきましては、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは
退職日までです!

従業員本人だけでなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

令和6年度は2月を除く毎月発行です。